

(あて先) 川口市議会議長

請求者 住所又は居所

〒

(ふりがな)

氏名

電話番号

川口市議会の個人情報の保護に関する条例第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：第 号 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

本人確認等

訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

以下の欄は記入しないでください。

担当課		収 受 欄
備 考		

保有個人情報訂正請求書の記載事項の説明

1 「住所又は居所」「氏名」

本人の住所又は居所及び氏名を記載してください。ここに記載された住所又は居所及び氏名により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の住所又は居所、氏名及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本条例により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（条例第31条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であつて、条例第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（条例第31条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、条例第31条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、川口市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第10条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード^{*1}、在留カード、特別永住者証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、議会総務課に事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し^{*2}を提出してください。住民票の写し

保有個人情報訂正請求書の記載事項の説明

は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、議会総務課に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類^{※2}を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類^{※2}を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書^{※2}を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード^{※1}等本人に対し一に限り発行される書類の写し2点以上を併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

※1 個人番号通知カードは不可。

※2 ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限りです。